

整理番号	経-法申-15
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	経済戦略局産業振興部産業振興課 (06-6615-3781)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	中小小売商業振興法に係る共同店舗等整備計画の認定
概要	中小小売商業振興法では、商店街の整備、店舗の集団化、共同店舗等の整備等の事業の実施を円滑にし、中小小売事業者の経営の近代化を促進すること等により、中小小売商業の振興を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的としています。
根拠法令等 及び条項	中小小売商業振興法第4条第3項
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業協同組合等、協業組合、合弁会社・共同出資会社を設立しようとするもの等が、それらの店舗若しくは共同店舗又は休憩所、集会場等の店舗若しくは共同店舗と併設される施設又は設備を設置する事業（原則として一棟の建物）について共同店舗等整備計画を作成し、これを法令等の基準に基づき認定する。（法第4条第3項） ・ 他の中小小売事業者と合併をしようとし、又は他の中小小売事業者とともに資本金の額若しくは出資の総額の大部分を出資して会社を設立しようとする中小小売事業者 次に掲げる事業 イ 合併又は出資により設立される小売業に属する事業を主たる事業として営む会社（合併後存続する会社を含む。）の店舗等の設置の事業 ロ 出資により設立される会社及びその会社に出資しようとする中小小売事業者のための共同店舗等の設置の事業（法第4条第3項第3号） ・ 二以上の中小小売事業者が資本金の額又は出資の総額の大部分を出資している会社 当該会社及び当該会社に出資している中小小売事業者のための共同店舗等の設置の事業（法第4条第3項第4号）
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	経済戦略局産業振興部産業振興課
提出時期	随時
提出方法	<p>認定申請書、当該共同店舗等整備計画について議決した総会議事録、定款、組合員名簿（詳細記載あり）、事業計画書、収支予算書、設置する共同施設等又は店舗等の配置図及び構造を示す図面、同法施行規則第1条第2項第6号に規定する場合にあっては同号に規定する書面を大阪市経済戦略局産業振興部産業振興課に提出してください。</p> <p>また、同法第4条第3項第3号に掲げる中小小売事業者が当該合併又は出資をしようとする他の中小小売事業者と共同して作成する共同店舗等整備計画・同法第4条第3項第4号の会社を作成する共同店舗計画にあっては下記の書類（※）の添付が必要になることがあります。</p> <p>（※）合併契約書の写し、出資をしようとするすべての者の当該出資に関する同意書の写し、会社の定款、合併又は出資をしようとする者の氏名又は名称（詳細記載あり）、会社の予定貸借対照表、予定損益計算書及び予定財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書、会社の最近3期間の営業報告書、貸借対照表及び損益計算書、最終の財産目録並びに事業計画書及び設備投資計画書</p>
手数料	なし
相談窓口	経済戦略局産業振興部産業振興課
ホームページ	
備考	